

**独立行政法人国民生活センター相模原事務所の
企画・管理・運營業務における民間競争入札
実施要項（案）**

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の 企画・管理・運營業務における民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共のサービス改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共のサービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された独立行政法人国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運營業務（以下、「企画・管理・運營業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）対象公共サービスの詳細な内容

ア 対象施設の概要

独立行政法人国民生活センター相模原事務所は、本部機能としての管理部門（総務課、経理課）、商品テスト部及び研修部を置き業務を行っている。これら業務を遂行するため相模原事務所には、一般事務棟（管理研修棟）のほかに、幅広い商品分野を対象として、消費者からの苦情に基づいたテストを実施するため、商品テスト施設及び地方公共団体の消費者行政担当職員や消費生活相談員等に対して総合的・体系的な研修を行い、全国の相談処理能力の向上を図るための、研修・宿泊施設を有している。

（7）対象施設

名称：独立行政法人国民生活センター 相模原事務所

所在地：神奈川県相模原市弥栄三丁目 1 番 1 号

(イ) 対象施設の規模

相模原事務所の規模等は以下のとおりである。

敷地面積		44,757.70 m ²		
延床面積		12,863.65 m ²		
構成施設	管理・研修棟	鉄筋コンクリート2階建	7,209.62 m ²	昭和55年竣工
	宿泊棟	鉄筋コンクリート3階建		
	商品テスト1号棟	鉄筋コンクリート2階建	3,069.10 m ²	
	商品テスト2号棟	鉄筋コンクリート2階建	1,670.67 m ²	昭和56年竣工
	商品テスト3号棟	鉄筋コンクリート2階建	710.41 m ²	平成6年竣工
	家庭用品事故解析棟	鉄筋コンクリート2階建	203.85 m ²	平成11年竣工

* 構成施設内の各居室等については、別紙1を参考のこと。

イ 対象業務の内容

(7) 委託する企画・管理・運營業務の内容は、①相模原事務所の建物維持管理に係る業務及び ②研修・宿泊施設貸出業務であり、具体的には以下のとおり。

業務分類	業務内容	業務細目	作業時期・頻度・条件等
I. 建物維持管理業務	受付案内業務	来訪者の受付案内、電話1次対応、タクシーの取次ぎ	別紙2「相模原事務所企画・管理・運營業務仕様書」(以下「別紙2」という。)中、受付案内管理業務内容による
	清掃業務(事務所内の清掃業務を行う。)	屋内清掃(日常清掃、定期清掃、研修施設・宿泊室の清掃等)、窓ガラス清掃、屋外清掃、宿泊室のベッドメイク業務	別紙2中、清掃業務内容による
	警備業務(事務所内の警備業務を行い、事務所内の人・財産の安全を常に確保する。)	守衛所業務、巡回業務、地震・火災等の不測の事故に対する緊急対応・処理等	別紙2中、警備業務の内容による
	電気・機械設備等運轉業務	機械設備、電気設備、排水処理装置の運轉及び維持管理・点検・保守、時間外における研修施設・宿泊施設の利用に伴う電気・機械運轉業務	別紙2中、電気・機械運轉業務の内容による
	環境衛生管理業務	環境衛生管理に係る測定、検査	別紙2中、環境衛生管理業務の内容による

Ⅱ. 研修・宿泊施設貸出業務	窓口業務	照会対応、利用者対応、申込書の受付処理、承認書の発送、案内板の設置、施設利用者対応、備品の管理・貸出・使用方法説明	別紙2中、研修・宿泊施設貸出業務の内容による
	広報業務	利用案内作成、PR業務	
	その他	利用者アンケートの実施、回収、集計	

(イ) 研修・宿泊施設貸出業務の実施に係る条件

- ① 研修・宿泊施設の貸出は、センター研修事業^{※1}及びセンター業務^{※2}の実施による利用日以外の日を原則とする（土曜・日曜・祝日を含む）。センターは毎年10月1日に翌年度の貸出対象施設の利用に関する情報（貸出対象施設ごとの研修事業における利用日、利用室数等）を通知することとし、民間事業者は当該施設の利用申込を承諾するものとする。民間事業者は、貸出対象施設の利用に関する情報を通知されたときから、当該年度の貸出予約受付・承認を開始することとする。また、センター業務の実施による利用は、利用の都度、民間事業者と調整を行うこととする。なお、センターが通知する利用日・利用室数は、研修募集定員及び過去の類似の研修における利用実態を踏まえた必要数のみとし、センターは利用室数等に変更が生じた場合は速やかに民間事業者に連絡することとする。センター利用日であっても貸出対象施設に空室がある場合は、貸出することができる。貸出に係る利用料金の収受に関する事務は、センターが行うこととする。

※1: センターが行う地方公共団体の消費者行政担当職員、消費生活相談員等を対象とした当該施設を利用した研修。研修施設は無償、宿泊施設は有償とする。

※2: センターが主催する全国消費生活センター所長会議、商品テスト連絡会議等、上記以外のもの。利用料金の扱いは、※1と同様とする。

- ② 民間事業者が行う研修・宿泊施設の貸出は、研修、会議、勉強会及び学習会等を対象とする。ただし、以下の事項に該当する場合は、利用させることができない。
- a. 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - b. 研修・宿泊施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
 - c. 研修・宿泊施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - d. 政治的または宗教的な団体、集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、

共催、後援または協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体の利益になると認められるとき。

- e. 研修・宿泊施設等を利用した物品販売、広告宣伝、各種勧誘等の営業活動を行うおそれがあると認められるとき。
- f. その他センター業務の公共性・公益性を鑑み、センターの業務運営に支障を来たすおそれがあるとき及び研修・宿泊施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

③ 民間事業者は、平成 21 年 3 月 31 日現在、センターが予約を承認済の貸出については、同条件で引継ぐものとする。また、平成 24 年度の利用予約についても平成 23 年度までの利用予約と同様に広報業務を行い、受付対応するものとする。

④ 民間事業者は、研修・宿泊施設に係る利用料金（現行の利用料金は、下記 6. で開示する情報の別添 7 を参照）の設定（割引制度等、料金体系の設定を含む）に関して随時センターに提案し、協議を行うことができる。提案にあたっては、民間事業者は稼働率見込及び積算根拠を併せてセンターに提示する。「宿泊施設のセンター研修事業及びセンター業務による利用以外」（以下「宿泊施設センター利用外」という。）の料金設定については、民間事業者の提案により得られることが見込まれる料金収入が宿泊施設の貸出に係る宿泊施設センター利用外の必要経費（研修・宿泊施設の利用に伴い発生する経費（1.（4）ア（イ）に規定する業務委託費実施精算額）及び光熱水料・消耗品費・NHK 受信料・固定資産税等の経費の総額）を下回ることを確認した場合は、センターは料金改定に応じないこととする。また、以下に掲げる事情変更が発生し、利用料金の見直しの必要が生じた場合には、民間事業者及びセンターは、料金改定等の協議を行うことができる。

- a. 経済情勢の著しい変動等により、利用料金を構成する必要経費が合計で 10%以上上昇したと客観的に認められる場合。
- b. 天変地異等により、貸出対象施設の著しい損傷が突発的に発生し、予算の裏付けがないなどの理由で修繕費用を転嫁せざるを得ない場合。
- c. 固定資産税等、研修・宿泊施設のセンター業務による利用以外の稼働率上昇により新たに発生する費用を利用料金に転嫁せざるを得ない場合。
- d. 利用料金に影響を及ぼす法令及び税制度の新設及び変更（税率の変更を含む。）がある場合。

⑤ 研修・宿泊施設の設備や備品に関して、民間事業者は、センターと協議の上で、自らの費用と責任により、改修又は配備することができる。ただし、民間事業者は、契約期間終了日までに原状回復を行わなければならない。

⑥ 民間事業者は、貸出承認したものについて、以下の事項に該当することが判明した場合、承認を取り消すことができる。

- a. 前記②a から f のいずれかに該当すると認められるとき。

- b. 研修・宿泊施設利用申込時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、または、承認した利用の目的・内容と異なる目的、内容で利用するとき。
 - c. 利用承認を受けた研修・宿泊施設以外の場所で、会議又は催事行為を行うとき。
 - d. 災害その他の不可抗力によって、研修・宿泊施設等の利用ができないとき。
 - e. 研修・宿泊施設の利用にあたって、センターが定める規則を遵守しないとき。
 - f. 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
- ⑦ 民間事業者は、稼働率向上のため、研修・宿泊施設を利用した自主事業の企画・実施を行うことができる。ただし、自主事業の実施に際して使用する研修・宿泊施設の利用料金は、民間事業者が負担しなければならない。
- ⑧ 民間事業者は、自主事業の企画・実施に際しては上記②を遵守することとし、事前にセンターに通知することとする。

(2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質は以下の通りとする。要求水準指標に係るセンターの従来の実施状況については、下記6. で開示する情報に定める内容である。

ア 建物維持管理業務

(7) 維持管理業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数

(定量的な指標：0回)

(4) 安全性の確保

管理・運營業務の不備に起因する施設利用者の怪我の発生回数

(定量的な指標：0回)

※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

イ 研修・宿泊施設貸出業務

(7) 基本的な方針

研修・宿泊施設貸出業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに研修・宿泊施設における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。

(4) 快適性の確保について

研修・宿泊施設利用者全員に対して行うアンケートにより判定するものとし、民間事業者はアンケート用紙の配布・回収・集計を行う。アンケートの回収率は80%以上とする。

(測定指標)

a. 研修施設利用者アンケートの満足度90%以上(四半期毎)

b. 宿泊施設利用者アンケートの満足度90%以上(四半期毎)

(注)上記、利用者アンケート満足度は、aについては、情報開示の中の別添3のアンケート設問のうち、3.、4.①、③及び5.①、上記bについては、同設問のうち、4.②及び5.②の「満足」、「やや満足」、「やや不満足」、「不満足」の4肢のうち、前2者のいずれかを回答した者の%である。

(ウ) 稼働率の向上について

- ① 宿泊施設センター利用外について、初年度は稼働率を 8.6%以上、かつ徴収料金を 6,780,000 円以上、2 年度目以降は年間稼働率を 15.0%以上、かつ年間徴収料金を 11,100,000 円以上とすること。なお、宿泊施設センター利用外の稼働率とは、次の算定式により求められた比率をいうものとする。

宿泊施設センター利用外稼働率 (%)

$$= \text{宿泊室利用者累計 (センター利用分を除く)} \div \text{宿泊室貸出可能総室数}$$

※具体的には、宿泊室の利用回数の累計 (センター研修業務及びセンター業務による利用分を除く。) を分子とし、上記 1. (1) イ(4)①におけるセンターからの通知に基づく宿泊室貸出可能総室数を分母とする。なお、センター業務による宿泊室利用室数が年度途中で増加した場合は、その増加室数を分母から控除することとする。また、センター研修業務及びセンター業務の実施日に空室があった場合に貸出した室数は、分母・分子双方に加算することとする。

宿泊室利用者数の累計とは、宿泊室に 1 名 1 泊した場合の利用回数を 1 とした場合の累計数であり、センター業務を含めた年間最大貸出対象宿泊室数は、72 室、年間日数を 365 日とする。

宿泊室貸出可能総室数

$$= 72 \text{ 室} \times 365 \text{ 日} - [\text{センター業務による利用室数 (当初提示数} + \text{年度途中増加数)}]$$

- ② 研修施設のセンター研修業務及びセンター業務による利用以外 (以下「研修施設センター利用外」という。) について、初年度は稼働率を 4.9%以上、かつ徴収料金を 980,000 円以上とし、2 年度目以降は年間稼働率を 10.0%以上、かつ年間徴収料金を 1,500,000 円以上とすること。なお、研修施設センター利用外稼働率とは、次の算定式により求められた比率をいうものとする。

研修施設センター利用外稼働率 (%)

$$= \text{利用研修施設数累計 (センター利用分を除く)} \div \text{貸出可能総室数}$$

※具体的には、研修施設の利用回数の累計 (センター研修業務及びセンター業務による利用分を除く。) を分子とし、上記 1. (1) イ(4)①におけるセンターからの通知に基づく研修施設貸出可能総室数を分母とする。なお、センター研修業務及びセンター業務による研修施設利用室数が年度途中で増加した場合は、その増加室数を分母から控除することとする。また、センター研修業務及びセンター業務の実施日に空室があった場合に貸出した室数は、分母・分子双方に加算することとする。

利用研修施設数の累計とは、1 日を午前・午後・夜間の 3 回に区分し、その 1 回を最低単位とした場合の累計数であり、センター業務を含めた最大貸出対象研修施設数を 8 室*、年間日数を 365 日、1 日あたり貸出数を 3 回とする。

研修施設貸出可能総室数

$$= 8 \text{ 室} \times 365 \text{ 日} \times 3 \text{ 回} - [\text{センター業務による利用室数 (当初提示数} + \text{年度途中増加数)}]$$

*貸出対象とする研修施設は、講堂、IT 講習室、中会議室、研修室 A、研修室 B 各 1 室、

討議室 3 室の計 8 室である。

(3) 創意工夫の発揮可能性

民間事業者は、各業務の現行基準として示す別紙 2 の仕様書で示す実施方法に対し、公共サービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、経費の削減を図った場合であっても現行基準レベル以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 委託費の支払い方法

ア センターは事業期間中の検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。ただし、宿泊施設稼働率の質が確保された場合は、委託費の増額を行う。

委託費の支払いにあたっては、センターは、当該月分の業務完了後、民間事業者より実施状況の報告を受け、適正な運営がなされていることを確認した上で、適法な 1 ヶ月分の委託費請求書を受理してから 30 日以内に支払うものとする。委託費は、民間事業者に対して、以下により算定された額を足し合わせた金額を委託費として支払うものとする。

委託費合計＝業務委託費基本額＋業務委託費実施精算額＋業務委託費収入増分

(7) 業務委託費基本額

別紙 2 に定める相模原事務所企画・管理・運営業務のうち、以下を対象とした固定された委託費であり、契約額は定額とする。

- ① 建物維持管理業務・・・受付案内業務、清掃業務のうち「付帯業務、別途支払」業務を除いた業務、警備業務、定期勤務時間内の電気・機械運転業務、環境衛生管理業務
- ② 研修・宿泊施設貸出業務・・・定期勤務時間内のフロント業務

(4) 業務委託費実施精算額

電気・機械運転の時間外業務・清掃業務の付帯業務等、建物維持管理のためにセンターが別途発注する業務及び研修・宿泊施設の利用に伴い発生する業務に係る委託費であり、実施数量に落札単価を乗じて民間事業者を支払うものとする。なお、過去 3 年間の実績に基づく月間予定数量及び計算方法は以下のとおりである。

- ① フロント業務 83 時間
(時間単価×1 ヶ月の総実施時間。総実施時間の最低単位は 30 分とし、30 分未満の端数切捨て。)
- ② 臨時清掃 (日常清掃の「発注の都度清掃」) 334.43 m²
(m²単価×1 ヶ月の総実施面積。総実施面積は小数点第 2 位までとし、端数切捨て。)
- ③ 臨時清掃 (定期清掃 (ワックス清掃等) の「テスト室、便所等」) 49.29 m²
(m²単価×1 ヶ月の総実施面積。総実施面積は小数点第 2 位までとし、端数切捨て。)
- ④ ベッドメイク業務 212 室

(室単価×1ヶ月の総実施室数。リネンサプライ(1室あたりシーツ2枚、枕カバー1枚、バスタオル1枚、バスマット1枚)を含む。)

⑤ 時間外における電気・機械運転業務 30時間

(時間単価×1ヶ月の総実施時間。総実施時間の最低単位は30分とし、30分未満の端数切捨て)

(ウ) 業務委託費収入増分

本事業の実施にあたり確保されるべき質に定める(2)イ(ウ)①及び②の基準を達することができた場合において支払われる金額であり、宿泊施設においては、宿泊施設センター利用外年間稼働率が15.0%を超え、かつ宿泊施設センター利用外の年間徴収料金が11,100,000円を超えた場合、宿泊施設センター利用外の年間徴収料金を宿泊施設センター利用外の必要経費(研修・宿泊施設の利用に伴い発生する経費(1.

(4)ア(イ)に規定する業務委託費実施精算額)及び光熱水料・消耗品費・NHK受信料・固定資産税等の経費の総額)を減じた額に50%を乗じた額を、研修施設においては、研修施設センター利用外年間稼働率が10.0%を超え、かつ年間徴収料金合計額が1,500,000円を超えた場合、その超えた料金額に50%を乗じた額を、それぞれ事業年度終了後に民間事業者を支払うものとする。

イ 費用負担等に関するその他の留意事項

(7) 消耗品等

企画・管理・運営業務を実施するにあたり、従来よりセンターにおいて用意している施設利用者が使用する消耗品については、引き続きセンター負担とし、民間事業者が業務運営にあたり必要な消耗品は、全額民間事業者の負担とする。

(イ) 光熱水費

センターは、民間事業者が本業務を実施するのに必要な電気・水・ガスの使用を無償とする。

(ウ) 民間事業者は、自主事業により研修・宿泊施設を利用する場合は、センターが定める研修施設使用料及び宿泊料金を、センターに支払うものとする。

(エ) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のaからcまでのいずれかに該当する場合にはセンターが負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- a. 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- b. 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)
- c. 上記a、bのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（ただし、第 11 号を除く。）に該当するものでないこと。
- (2) 独立行政法人国民生活センター会計規程細則第 14 条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 独立行政法人国民生活センター会計規程細則第 15 条に該当しない者であること。
- (4) 平成 20, 21 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で A、B、C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で企画書及び入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (5) 会社更生法(昭和 27 年法律 172 号)に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は民事再生法(昭和 11 年法律 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく更正手続開始の申立てをした者であっても、手続開始の決定がなされた後において国の定める競争参加資格の再認定を受けている者は入札に参加できるものとする。
- (6) 前記 1. (1) イに示す各業務の実施にあたり法令上必要な次の資格を有しているものであり、資格等を有しているものを業務の実施にあたらせることができる者であること。

ア 警備業務	都道府県公安委員会の認定
イ 執務環境測定	建築物環境衛生総合管理業の登録事業者
ウ 電気・機械運転	2 級ボイラー技士以上の資格、第三種電気主任技術者以上の資格
エ 消防設備点検	消防設備点検資格者
- (7) 清掃業務、設備管理業務、環境衛生業務及び警備業務について、過去 3 年間に同等の類似実績を有していること。具体的には、清掃業務にあつては、センター相模原事務所と同規模以上の建物の清掃業務を発注者から直接請け負った契約（契約期間が 1 年間以上ある契約）の実績を有すること、警備業務、電気・機械運転業務、環境衛生管理業務にあつてはセンター相模原事務所に類似若しくは同等以上の規模である施設

についてそれらの業務を直接請け負った契約の実績を有すること。

(8) 入札グループでの入札について

ア 単独で本実施要領に定める業務内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）及びその代表となる者（以下「代表者」という。）を定め、他の者はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。

イ 上記（１）から（７）の全ての要件を満たすこと。

ただし、入札グループで入札する場合には、（６）及び（７）については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については入札参加グループを構成する全ての企業が満たしているものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

手続	スケジュール
官報公示	平成 20 年 12 月上旬頃
入札説明会（現場説明会含む）	平成 20 年 12 月中旬頃
入札等に関する質疑応答	官報公示より平成 21 年 1 月上旬頃
企画書及び入札書類の提出期限	平成 21 年 1 月中旬頃
入札書類の評価	平成 21 年 2 月中旬頃
開札・落札者等の決定	平成 21 年 2 月下旬頃
契約締結	平成 21 年 3 月上旬頃

(2) 入札実施手続

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類をセンターが指定する期日と方法により、センターが指定した場所に提出すること。

ア 提出書類

(7) 本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）

入札金額は、上記 1. (4) ア(7)に定める業務委託費基本額月額に同 1. (4) ア(イ)に定める業務委託費実施精算額月額（単価×月間予定数量）を加算した合計額に 36 を乗じて得た総額とする。なお、入札書には、本業務に要する一切の諸経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載することとする。

- (イ) 総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）
- (ウ) 法 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類
- (エ) 入札グループでの参加の場合は、入札参加グループ結成に関する協定書、又はこれに類する書類

イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

(ア) 企業の代表責任者及び本業務担当者【提出様式 1】

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。主たる事業の概要、従業員数、事業所の所在地に関する情報。会社概要誌等を添付のこと。

(イ) 財務諸表（損益計算書・貸借対照表等）【提出様式 1 に添付のこと】

① 法人等の場合

- ・最近 3 期分の貸借対照表及び損益計算書（単体）
- ・最近 3 期分の減価償却明細表（単体）
- ・最近 1 期分の連結決算の貸借対照表及び損益計算書（該当する場合）

② その他の団体の場合

- ・最近 3 ヶ年の収支予算書
- ・平成 20 年度の収支予算書
- ・最近 3 ヶ年の財産内容を示す書類

(ロ) 必要とされる資格を証明する書類の写し【提出様式 1 に添付のこと】

- ① 平成 20, 21 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で A、B、C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類
- ② 建築物環境衛生総合管理業の登録事業者であることを証明する書類
- ③ 警備業務について都道府県公安委員会の認定を受けていることを証明する書類

(ハ) 業務実績【提出様式 2】

(ニ) 本業務実施の考え方【提出様式 3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

(ヒ) 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【提出様式 4】

本業務実施要項 1. (1) イで示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。業務毎の配置人数も記載すること。

(ヘ) 業務に対する提案事項【提出様式 5、6、7】

- ① 業務の質の確保に関する提案
- ② 別紙2の仕様書で示す実施方法に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

(ク) 緊急時の体制及び対応方法【提出様式8】

緊急時（企画・管理・運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事案が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

ウ 開札にあたっての留意事項

- (ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (イ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- (ウ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。
- (エ) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することは出来ない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価はセンターに設置する評価委員会において行うものとする。なお、評価委員会は、外部有識者を含めた者で構成するものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

ア 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（30点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 実施体制

- ・各業務の業務水準が維持される体制であること。
- ・提案された内容が実現可能な体制であること。
- ・グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

と。

(イ) 業務に対する認識

企画・管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

(ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものとなっているか。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について、審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、別紙2の仕様書で示す業務と提案内容との比較を行い、評価により加点する。なお、評価にあたっては、下表審査基準により0点から5点を付与し、重要度に応じて加重した値とする。

評価内容	得点
非常にすぐれている	5
すぐれている	4
標準的・普通	3
やや期待できる	2
期待できない	1
記載なし	0

(7) 業務の質についての提案内容 (60点)

(イ) 緊急時への対応について考え方・体制 (10点)

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

ア 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点(30点)と加算項目審査で得られた加算点(70点)を加算し、入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する点数(100点)を乗じて得た値(価格点)を足し合わせ、合計点が最も高い値の者を落札者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(30点) + 加算項目審査による加算点) + 入札価格の得点配分 × [1 - (入札価格 / 予定価格)]

イ 留意事項

(7) 当該落札者の入札価格によっては、その者により本契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められる場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

(イ) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち、必須項目を満たしている者がいないとき、または、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

なお、再度公告入札に付する際は、事業開始時期を考慮して、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続を定める細則第6条第2項に基づき最短日程で入札公告を付し実施するものとする。また、再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、前記(2)アの算式により合計点が高い値の者から順に交渉の上、随意契約にて決定することとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおりである。

7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者が使用できるセンター財産は別紙4のとおりである。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、センターに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

ア 業務計画書の作成と提出

(7) 年間業務計画書

民間事業者は、点検等及び保守、清掃、環境衛生管理、施設警備の各業務を行うにあたり、各年度の事業開始日まで年度毎の管理・運營業務計画書を作成し、センターに提出すること。

(4) 月間及び週間予定表

民間事業者は、点検等及び保守、清掃、環境衛生管理、施設警備、研修・宿泊施設貸出業務に係る予約状況について、前月の 25 日までに月間予定表を作成し、センターに提出すること。また、月間予定表を補完するため、毎週木曜日までに翌週の週間予定表を作成し、センターに提出すること。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、点検等及び保守、清掃、執務環境測定、施設警備の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

(7) 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、センターに供覧するとともに、業務期間中常時閲覧できるように保管・管理するとともに、センターへ直ちに報告すべき事態が発生した場合は、その都度連絡するものとする。

(4) 民間事業者は、業務月報を翌月の 5 日以内に作成し、提出する。

(5) 民間事業者は、各事業年度終了後毎年 4 月 15 日までに当該事業年度に係る企画・管理・運營業務に関する年間総括報告書をセンターに提出する。

ウ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、センターの検査・監督体制は次の通りとする。

(7) 本事業及び会計法令に係る監督は、経理課長を責任者とする。

(4) 監督は、経理課長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うものとする。

(2) センターによる調査への協力

センターは、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

(3) 指示について

センターは、本業務を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関してセンターが開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、

その役員)若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づく民間事業者が構すべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく差別してはならない。

(4) 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

オ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

カ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

(7) 本業務の実施が第三者が特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、センターの承認を受けなければならない。

コ 再委託の取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

(9) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上でセンターの承認を受けなければならない。

(1) 民間事業者は、上記(4)及び(9)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(1) 再委託先は、受託者と同様の義務を負うものとする。

サ 契約解除

センターは、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(7) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

(4) 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

(9) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき

(1) 上記(9)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(1) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

(1) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

(4) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

(9) 暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

(9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

シ 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記サに該当し、契約を解除した場合には、センターは民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- (イ) この場合、民間事業者は、契約金額の 105 分の 100 に相当する金額の 100 分の 10 に該当する金額を違約金としてセンターの指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) センターは、民間事業者が前項の規定による金額をセンターの指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

ス 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者とセンターが協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事するものが、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次の定めるところによるものとする。

- (1) センターが当該第三者に対する賠償を行ったときは、センターは当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存する場合は、センターが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法第 709 条等に基づく当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者はセンターに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期

ア 事業年度ごとの調査

センターは、業務実施状況については、事業年度終了時点における状況を調査し、評価するものとする。

イ 業務全般にわたる調査

センターは、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、業務の実施状況については、平成 23 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 主たる調査項目

1. (2) において本業務の質として設定した項目とする。

(3) 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、センターに設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、上記 10. (2) に示す報告等を踏まえ、センターにおいて年度毎に取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、センターは、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

ア 民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 会計検査について

公共サービス実施民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又はセンター（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

ウ 次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

(ア)上記 8. (1) による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 8. (2) による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚

偽の答弁をした者

(イ) 正当な理由なく、上記 8. (3) による指示に違反した者

エ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をしたときは、法 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記ウの刑を科されることとなる。



